

[経済統計学会報告要旨]

日本における経済センサスの枠組

慶應義塾大学 清水 雅彦

I. 経済センサス創設の背景

産業の主体である事業所・企業を対象とする産業統計の調査は、これまでのところ、いわゆる分散型統計調査機構の下で農林水産業、製造業、商業、サービス業などの大きく区分された産業分野ごとに、それぞれ異なる年次及び周期で実施されてきた。そのために、すべての産業分野を同一時点で捕捉した包括的な産業構造統計の作成が極めて困難であった。他方、包括的な産業構造統計が整備されないままに、すべての産業における経済活動によって生み出される付加価値の集計値として国内総生産（GDP）が推計されてきた。本来、包括的な産業構造統計が整備されているならば、GDPの捕捉は産業部門別付加価値の集計を基本とするものでなければならない。しかし、未整備な状況下では、多くの部分を推計することになる。的確な統計調査に基づく一次統計としての産業部門別付加価値が、GDP統計の精度を左右するのである。また、分散型統計調査機構の下で作成されてきた産業分野別統計の中でもサービス産業統計については、調査対象とすべき事業所・企業の捕捉が不十分であるとの指摘がなされている。異質な産業の集合であるサービス産業に限らず、他の産業分野においても調査対象である事業所・企業の母集団名簿について、改めて見直すべきであることはいうまでもない。

おおよそ以上のような認識の下で、経済センサスの創設が『統計行政の新たな展開方向』（平成15年6月 各府省統計主管部局長等会議申合せ）において提言されたのである。提言の骨子は、次のようである。「原則、全産業分野のすべての事業所・企業を対象に、経済活動の実態を経理的側面からとらえる統計調査を平成21年を目途に実施する方向で、その具体化に向けて検討する。このため、総務省（統計基準部）は、平成15年度に、関係府省を始めとして広く関係者を含めた、具体化のための検討の場を設け、平成17年度中にその枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化について結論を得る。」この提言を受けて、平成16年1月に「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が設置され、21回にわたる論議を経て平成18年3月に『経済センサスの枠組みについて』と題する報告書が纏められた。

II. 経済センサスの目的と意義

経済センサスの目的と意義は、何よりもまず、経済活動の実態に則した包括的な産業構造統計を整備することにある。加えて統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図ることにある。全産業分野の産業横断的な事業所・企業の共通母集団名簿の整備は、事業所・企業を調査客体とする既存の産業分野別統計の精度向上に大きく寄与するものである。また、全産業分野の事業所・企業に関する母集団名簿の整備と包括的な産業構造統計の整備は、いわゆる「ビジネス・フレーム」の構築に寄与するものである。

Ⅲ. 経済センサスの概要

- (1) 経済センサスは、農林漁家を除く全ての事業所及び法人企業を調査対象とする。
- (2) 上記調査対象の経済活動の実態を経理的側面から捉える経済センサスは、実施に先立って、調査対象に関する的確な母集団名簿を作成する必要がある。母集団名簿の作成及び更新に際しては、調査員調査¹にとどまらず商業登記簿等の行政記録を十全に活用する。そのために、まず平成 21 年（2009 年）に行政記録等の法人企業の名称・所在地等の情報を利用して、事業所・法人企業の捕捉に重点を置いた「21 年調査」を実施した上で、当該調査によって得られた名簿情報を有効に利用して、平成 23 年（2011 年）に売上高などの経理事項をはじめとする経済活動指標の把握に重点を置いた「23 年調査」を実施する。
- (3) 経済センサスは、平成 23 年に実施する調査を起点として 5 年周期で実施する。また、5 年周期の中間年に母集団情報の整備等のための調査を実施する。
- (4) 経済センサスの創設に伴い、以下の既存大規模統計調査を統廃合する。
 - ① 平成 21 年及び平成 23 年の「事業所・企業統計調査」は廃止する。それ以降においても、事業所・企業統計調査が果たしてきた機能と役割を経済センサスに統合する。
 - ② 平成 21 年「サービス業基本調査」は廃止し、同調査における調査事項（収入額、相手先別収入額の割合等）については、平成 23 年調査以降の経済センサスにおいて引き続き調査する。
 - ③ 平成 21 年「商業統計調査（簡易調査）」は休止し、同調査における調査事項（商品販売額、売場面積等）は平成 23 年経済センサスにおいて調査する。その後の商業統計調査は平成 25 年に実施するが、その際、標本調査の可能性を検討すると共に調査事項の見直しを図る。
 - ④ 平成 22 年「工業統計調査」は実施せず、同調査で把握する事項は、平成 23 年経済センサスにおいて把握する。平成 23 年経済センサスの実施後、平成 24 年以降の工業統計調査は、全数調査を行わず、裾切りもしくは標本調査の可能性を検討するとともに調査事項の簡素化を図る。

Ⅳ. 調査事項（以下は事業所に対する調査事項であり、法人企業については別途調査事項を設定する）

- 事業所の名称・所在地・連絡先
- 経営組織
- 本所・支所の別と名称・所在地
- 事業所の開設時期
- 事業所の従業者数（従業者総数、個人事業主・家族従業者・有給役員、常用雇用者数、常用雇用者以外の雇用者）
- 資本金
- 経済活動の内容
- 売上高（総額・経済活動あるいは品目分類別）

¹近年における新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴って S O H O 等の外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増大していることから、従来の調査員調査による外観調査だけではなく、行政記録等で捕捉されている事業所・企業の名簿情報を利用する必要がある。